# 政令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十二号**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十五条の規定を除く。）の施行期日は、平成二十九年四月一日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年二月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十三号**

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（平成二十年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の下に「（次条において「法」という。）」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（中小企業者の範囲）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県が処理する事務）

**第二条**　法第十二条第一項及び第十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第十五条の規定を除く。）の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（認定及び申請に関する経過措置）

2　この政令の施行前に中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の規定により経済産業大臣がした認定又はこの政令の施行の際現に同項の規定により経済産業大臣に対してされている認定の申請は、それぞれこの政令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令第二条の規定により都道府県知事がした認定又は同条の規定により都道府県知事に対してされた認定の申請とみなす。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

# 規則

**○会計検査院規則第一号**

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄中「並びに独立行政法人労働政策研究・研修機構」を「、独立行政法人労働政策研究・研修機構並びに外国人技能実習機構」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二局厚生労働検査第二課の事務分掌事項欄の規定は、外国人技能実習機構の成立の日から適用する。

**○原子力規制委員会規則第二号**

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十二第一項及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月三日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）」を削り、同条第二項を削る。

第十三条を次のように改める。

**第十三条**　削除

第十七条第二項第十三号中「設置許可基準規則」を「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）」に改める。

第十八条第四号中「安全上重要な機器等」を「原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）」に、「常設重大事故等対処設備に属する機器等」を「設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）」に改め、同条第五号中「又は安全上重要な機器等（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに実施計画で定められたものを除く。）」を「、前号の安全上重要な機器等」に改める。

**附　則**

この規則は、公布の日から施行する。